

匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会会議録

日 時 令和2年1月10日（金曜日）午後2時01分開議

場 所 第2委員会室

会議に付した事件

- (1) 証人喚問について
- (2) 証人の出頭請求申し出について

出席委員等（9名）

委員長	浅野勝義君	副委員長	林明敏君
委員	宮内康幸君	〃	平山政利君
〃	行木光一君	〃	佐藤悟君
〃	田村明美君	議長	石田勝一君
証人	宇野裕君		

欠席委員（0名）

事務局職員出席者

事務局長	水口孝	次長	山崎利男
主査	川島誠二		

開議の宣告（午後 2時01分）

○浅野勝義委員長 ただいまから匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会を開きます。

皆さん、改めましてこんにちは。本日、ただいまの出席委員数は7名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



○浅野勝義委員長 なお、会議に先立ち申し上げます。

本日傍聴の希望があり、匝瑳市議会委員会条例第18条の規定により、これを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔傍聴人入室〕

○浅野勝義委員長 皆さん、御苦労さまです。この際、傍聴人の方々に申し上げます。

傍聴人の方々は、匝瑳市議会委員会条例を守って、静粛に傍聴願います。

傍聴人は、可否を表明したり、騒ぎ立てるなど、議事の妨害となる行為をすることは禁じられております。

匝瑳市議会委員会条例等に違反する場合には退場を命ずることがありますので、念のため申し上げます。御協力よろしくお願ひします。



○浅野勝義委員長 本日の議題につきましては、100条調査権に基づく付託調査事項に関する証人喚問であります。

初めに、記録の提出について申し上げます。

去る、12月3日の当委員会において、市長等に対し、記録提出請求書を受け取った日から2週間以内までに提出を求めました記録について、お手元配付の記録の提出一覧のとおり議長宛てに提出がありました。

次に、記録の取り扱いについて申し上げます。

100条調査権に基づく記録の提出請求は、罰則による強制力をもって、通常は非公開とされる記録についても提出を求めるものです。

また、通常の委員会要求資料と異なり、調査終了後、所有者に返還する必要があるものもございします。そのため、万が一にも、記録の紛失や漏えいが生じないよう施錠した中で保管

するなど、管理の徹底が求められます。

つきましては、記録は委員限りの閲覧とし、取り扱いに際しましては十分御注意されますようお願いいたします。

これより、付託調査事項、9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認について、証人から証言を求めます。

本日の証人に対する尋問方法につきましては、12月3日の委員会で決定いたしました「匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会の運営について」に従いますので、御了承願います。

ただいまから証人が退室するまでの間の撮影等は御遠慮願います。

本日、午後2時に出頭を求めました証人は、千葉県議会議員、宇野裕さん1名であります。それでは、証人入室していただきます。

〔証人入室〕

○浅野勝義委員長 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会を代表して厚く御礼を申し上げますとともに、本委員会の調査のため、真相究明のため、御協力くださいますようお願いいたします。

この際、証人に申し上げます。

証人喚問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができます。

すなわち、証言が、証人、証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係にある、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害するべき事項があるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨を申し出願います。

それ以外は証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、禁錮または罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人、証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係にある、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、禁錮に処せられることがあります。

以上のことについて、御承知おきいただきたいと思います。

なお、本委員会は公開としております。発言は、全て公開されることを御承知いただきま
すようお願いいたします。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

それでは、傍聴人の方も含めまして、全員御起立願います。

[全員起立]

○浅野勝義委員長 証人は宣誓書を朗読後、氏名を述べてください。

○宇野 裕証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事もつけ加えないこ
とを誓います。令和2年1月10日。宇野裕。

○浅野勝義委員長 御着席願います。

[全員着席]

○浅野勝義委員長 それでは、証人は宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

[証人署名捺印]

○浅野勝義委員長 これより証人に一問一答により証言を求めることとなりますが、証言は証
言を求められた範囲を超えないこと、また、時間が限られておりますので簡潔に願いま
す。

また、御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際も証言席に着席のまま御発言ください。

なお、委員各位に申し上げます。

委員におかれましては、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう、また、証人の
人権に留意されますようお願いいたします。

それでは、証人から証言を求めます。

それではお尋ねいたします。氏名をお述べください。

○宇野 裕証人 宇野裕です。

○浅野勝義委員長 次に職業、役職名、生年月日をお述べください。

○宇野 裕証人 職業は会社役員。代表取締役です。

それから千葉県議会議員を務めております。

○浅野勝義委員長 生年月日。

○宇野 裕証人 昭和32年12月4日です。

○浅野勝義委員長 それでは、まず委員長の私からお伺いします。

お答えは簡潔に、聞かれたことを御回答ください。

証人は現在、千葉県議会議員でいらっしゃいますね。

○宇野 裕証人 はい。

○浅野勝義委員長 令和元年9月26日の本市議会の本会議の審議中に、本市議会議員である栗田剛一議員が、同じく本市議会議員である苅谷進一議員の一連の言動について言及したことは御存じですか。

○宇野 裕証人 はい。

○浅野勝義委員長 ここからの御質問は、私自身も出席し、見聞した内容の確認になりますので、私の記憶に誤りがあるかどうかを証人のほうで確認していただく形で進めさせていただきます。

私も聞いていたのですが、その際栗田議員は苅谷議員が阿井千葉県議会議長、これからは阿井議長と言いますが、阿井議長に対して匝瑳市内の県有地に家畜保健衛生所を建設する千葉県の計画に反対する一部市民の署名簿を渡そうとしたこと、そして、その際に苅谷議員が太田安規匝瑳市長も反対である旨の発言をしたと述べています。

この苅谷議員の発言をこれからは苅谷議員発言と言いますが、このような栗田議員の発言があったこと自体は御存じですか。

○宇野 裕証人 はい、知っております。

○浅野勝義委員長 苅谷議員発言の内容について、栗田議員は証人から話を聞いたとこの委員会で証言していますが、間違いはないですか。

○宇野 裕証人 間違いありません。

○浅野勝義委員長 先ほど私が申し上げた苅谷議員発言の内容については、証人は直接苅谷議員が述べたところを見えていますか。

○宇野 裕証人 見ておりません。

○浅野勝義委員長 そうなりますと、証人は誰かから聞いたということになりますが、最初は誰からになりますか。

○宇野 裕証人 太田安規匡瑛市長であります。

○浅野勝義委員長 それはいつごろのことですか。

○宇野 裕証人 令和元年の9月10日過ぎだったと記憶をしております。

市長から直接伺いました。台風15号、災害直後でしたので、市長とはいろいろな面で頻りに連絡をとってございましたけれども、直接市長から伺った記憶がございます。

場所と日時につきましては、そういう時期でもありましたので、明確には覚えておりません。

○浅野勝義委員長 これをお聞きになったのは電話ですか。それとも面談ですか。

○宇野 裕証人 直接聞いているものと記憶しております。

○浅野勝義委員長 そのときの市長の話の内容はどのようなもので、それをお聞きになった証人はどのようにお考え、あるいはお感じになりましたか。

○宇野 裕証人 話の概要であります、自分が、つまり太田市長が本施設建設に対して賛成しているにもかかわらず、反対しているかのような情報が、日ごろから本施設の反対運動をしている荻谷議員が県会議長あるいは県上層部に対して、自分が反対の意思を示しているとの情報をひょっとしたら伝達しているかもしれないので、ちょっと調べてくれなにかとの話でありました。

この話を聞いて、私は大変驚きました。と同時にですね、何かの間違いであってほしいという気持ちでありました。

○浅野勝義委員長 家畜保健衛生所が匡瑛市に設置されることについて、証人としては当時どのような意義があるとお考えであったでしょうか。

○宇野 裕証人 はい。県の出先機関が新たにできることによって、この匡瑛市だけではなくて東総地域を初め、地元が活性化するだろうと。そしてまた、家畜産業にかかわっている方々にとっては大変有意義な施設になるだろうと、ありがたい施設になるだろうというような思いを持った記憶がございます。

○浅野勝義委員長 荻谷議員発言があったとされる当時の太田市長のお考えをお聞きになっていけば、教えていただけますか。

○宇野 裕証人 本施設の建設については、県の担当者がですね、市長に説明をされた時期、昨年の4月中盤以降だと思いますけれども、その当初からですね、市長は地元新たに県立施設ができることは大いに賛成だと。賛成の立場であるというような認識を私は持っておりましたし、市長からもそういう話は何度も聞いておりました。当時ですね。

○浅野勝義委員長 荻谷議員発言の直接の相手方は阿井議長ということになりますが間違いないですか。

○宇野 裕証人 はい、間違いありません。

○浅野勝義委員長 証人は阿井議長にこの事実を直接確認しておられますか。

○宇野 裕証人 はい、当然しております。

○浅野勝義委員長 それは1回ですか。複数回ですか。

○宇野 裕証人 複数回になると思います。

○浅野勝義委員長 いつごろ、どのような方法で確認をなさっていますか。

○宇野 裕証人 一度目は、明確ではないのですが、令和元年9月13日が県議会の定例議会の開会日でありました。次の本会議がですね、たしか9月20日だったと思います。

そのどちらかだと思いますが、どちらかかは明確にはっきりは覚えておりませんが、阿井議長と県議会議長室で直接お会いをした際に確認をいたしました。

その後、再確認の意味でですね、9月24日にも改めて電話で確認をさせていただいております。

○浅野勝義委員長 阿井議長は今回問題になっている荻谷議員発言が、いつ、どこであったと認識をしていましたか。

○宇野 裕証人 令和元年の9月10日ごろ、県議会議長室でのことと認識しておられました。

○浅野勝義委員長 栗田議員の議会発言の中にある荻谷議員発言によりますと、荻谷議員が阿井議長に対し、匝瑳市への家畜保健衛生所の設置について、地元の市長が反対していることの趣旨の発言があったとされています。

このいずれについても証人は阿井議長から確認をしたということになりますか。

○宇野 裕証人 そうなると思います。

○浅野勝義委員長 電話での確認の日、あるいは相手方は間違いないですか。

○宇野 裕証人 電話で確認したとき、阿井議長からの発言であります。当日茨城県議会議長がですね、議長室をお訪ねになった。災害があった千葉県に対してのお見舞いを兼ねて議長室に挨拶に来られたとおっしゃっておりました。

これは当時、私も知らないことでありましたし、阿井議長でなければ知らない事実でありました。そのことを議長が話していただいたので、間違いなく阿井議長であると確信をいたしましたし、さかのぼって今考えてもそうであろうと思っております。

○浅野勝義委員長 その際、太田市長が県の家畜保健衛生所設置に反対しているとの荻谷議

員発言について、阿井議長はどのように発言をされたのですか。

○宇野 裕証人 私がですね、阿井議長に対して荻谷議員が阿井議長と面談した際に、荻谷議員のほうから地元の市長が家畜保健衛生所の設置に反対していると述べたかどうか質問したのに対しまして、阿井議長からは「荻谷さんからは出ました」という答えがありました。

○浅野勝義委員長 その後、阿井議長は荻谷議員発言について、どのように取り扱ったと説明されましたか。

○宇野 裕証人 阿井議長は県の農林水産部長を呼んで、議長室にですね、これだけの反対署名があり、地元の市長が反対していることを地元の先生、私のことだと思えますけども、地元の先生もいるのでよく相談してやってほしいといったことを伝えたと議長はおっしゃっていました。

○浅野勝義委員長 阿井議長が知事部局に所属するはずの県の農林水産部長を呼んだ理由について、証人は阿井議長からどのように聞いていますか。

○宇野 裕証人 荻谷議員が議長宛ての署名と知事宛ての署名を、反対署名ですね、を持参し、このうち知事宛ての署名を取り次いでほしいと言われたことによるようでありました。

○浅野勝義委員長 千葉県の中田農林水産部長は本市議会の照会に応じて、阿井議長から市長も反対しているとの話を受けたとの文書回答をしております。この回答の作成経緯に関して、証人が何か聞いていることはありますか。

○宇野 裕証人 中田部長からは阿井議長の名前を出す以上、阿井議長御本人に匝瑳市より何らかの照会があれば、荻谷議員発言について再度確認をとるとおっしゃってました。

○浅野勝義委員長 証人は、荻谷議員の発言とこれに対する県の認識について、本市議会の栗田剛一議員に伝えてありますね。

○宇野 裕証人 はい、伝えております。

○浅野勝義委員長 千葉県としては、市長が建設反対となると一時家畜保健衛生所の匝瑳市内への設置を見直す必要に迫られたとの認識を持ったとのことではありますが、こうした話は誰かから聞いていますでしょうか。

○宇野 裕証人 はい。中田農林水産部長から伺っております。

○浅野勝義委員長 阿井議長と証人とは県議会議員としてはどのような関係になりますか。

○宇野 裕証人 阿井議長が現役の県議会議員で、私の1期後輩になります。

○浅野勝義委員長 阿井議長と証人の所属政党は同じですか。

○宇野 裕証人 はい。同じ自由民主党です。

○浅野勝義委員長 証人は現在、所属政党、あるいは議会で何らかの役職をしておられますか。

○宇野 裕証人 いいえ、特段の役職にはついておりません。

○浅野勝義委員長 証人が1期先輩であるということで、阿井議長に対して何らかの影響力を行使することはできるものなのでしょうか。

○宇野 裕証人 それはないと思います。私は議会や党の役職についておりませんし、阿井議長に何らかの影響を与えることができる立場にはないと思っております。

○浅野勝義委員長 阿井議長にこの委員会にお越しいただいて、今の証人の証言と同じ内容の証言をしていただけるとお思いですか。

○宇野 裕証人 事実は1つですので、阿井議長には必ず事実をお話しいただけるとかたく信じております。

○浅野勝義委員長 本職からのこれが最後の質問ということに相なりますが、お答えできる範囲内でお答えいただければ幸いです。

証人は今月21日午後7時に県主催による家畜保健衛生所の統合・集約に関する説明会が開催されることは御存じですか。

○宇野 裕証人 存じております。

○浅野勝義委員長 当然匝瑳市を代表する県議会議員としては出席されるべきものと存じますが、いかがでしょうか。

○宇野 裕証人 はい、出席する予定です。

○浅野勝義委員長 次に委員からですね、発言の申し出がありますので順次発言を許します。
最初に林明敏委員。

○林 明敏委員 証人の方は御苦労さまです。

私から2点ほど御質問させていただきます。

前回12月16日の本委員会の中で栗田議員から、苅谷議員が千葉県議会議長に対し、太田市長は県の家畜保健衛生所設置計画に反対である旨述べられておりますが、これに対し苅谷議員は、事実無根である、栗田議員の責任になると発言しておられました。

繰り返しの確認となりますが、証人としてはこの栗田議員発言の内容の源である情報を栗田議員に供与されたと思っておりますが、これについてお間違いないでしょうか。

○宇野 裕証人 はい、間違いありません。

○林 明敏委員 それではもう2点目。

これは栗田議員にも御質問させていただきましたが、もしこの情報が誤りであった場合、証人はどのような責任をとられる覚悟ですか。

栗田議員は発言に誤りがあれば議員を辞す覚悟であると述べておられますが、証人はどのような覚悟でございますか。お答え願いたいと思います。

○宇野 裕証人 私も栗田議員同様ですね、政治生命をかけてこの場に座っておりますし、発言をしまりました。

間違いがあれば私も議員を辞職するぐらいの気持ちで、覚悟でいることをここで宣言をさせていただきますと思います。

○林 明敏委員 ありがとうございます。

私は質問を終わります。ありがとうございます。

○浅野勝義委員長 次に佐藤悟委員から発言の申し出がございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤 悟委員 宇野県議にお聞きいたします。

今何点か質問を受けた中で、私もお聞きしたいなと思ったことが重複しておるし、また自分なりに納得しましたもので、質問は1問2問にしたいと思っておりますけれども。

県会議長と苅谷と苅谷の友達と3人が議長室で陳情したと。阿井議長のところさ陳情に行ったときには苅谷と苅谷の友達と阿井伸也議長であると。

3人で会話したのは、それで俺は市長の反対は言っていないと。いまだに「おめえ、言ったんだっぺ」と私が言っても「何、俺は誓って言ってない」という。

ただ解釈の違い。市長も賛成ではないけれども、ということは言ったと。市長は賛成ではないけれども、言ったということで、俺は全面的に市長が反対だとは言っていないと。

そして、市長のところさ陳情書を持っていったときに、あれ何だっけ、あのあれ……

(「反対署名」と呼ぶ者あり)

○佐藤 悟委員 反対署名を持っていったときに立ち会ってくろって言うから私も立ち会ったんですよ。これは宇野県議も知っていると思うけれども。

○浅野勝義委員長 すいません、発言の途中ですが。

一問一答ですので、一問一答に絞ってください。

まず最初の、要約して質問してください。

○佐藤 悟委員 議長のところさ3人、3人というのは苅谷と友達と3人しかいないところで

市長が反対であるということを知ったというのは、やっぱり阿井議長からなのですか。

○宇野 裕証人 そもそも議長室に3人が行かれたということを今初めて……

(「3人いたってこと。行ったのは苅谷と苅谷の友達」と呼ぶ者あり)

○宇野 裕証人 私は苅谷議員の友達が行ったということは、今初めて知りました。

○佐藤 悟委員 だから私は苅谷は言ってないと。友達もこの場所に来て証人すると。そういうことを苅谷は俺さ言うんだよね。

そうだけれども、それでも阿井議長は今言った、市長が反対署名を出したり、言ったたというものの確約、それは言葉の解釈の違いじゃないかなと私は思うんだけど、言葉の解釈の違いでなくて、断言したかということをお聞きしたいのだけれども。

○浅野勝義委員長 佐藤委員に申し上げます。

今その質問は、本日の証人に対する、証人の答えられる範囲じゃないと思います。

ですから、この後委員会を進めますよね。その後いろいろな方々に証人をこれから、出られると思います。その際での質問となろうかと思っています。

ですから、本証人に対する内容とはちょっとかけ離れていると思いますので、その辺のところを考慮してですね、考慮した上でこの場で再質問を許します。どうぞ。

○佐藤 悟委員 今私が言おうとしているのは、解釈の違いで、とり方の違いでこの進め方、進め方というか言った言わないが出ているんじゃないかなという思いをちょっと持っていたもので、ちょっとお聞きしたんだけど。

○浅野勝義委員長 本職からお答えします。

栗田発言に対する真偽を調査するための本委員会でありますから、今の委員の御発言は証人に対しては、私の判断ですけれども不向きであろうと思います。

ですから、これから私どもが調査を進めていく過程においてですね、ひとつ参考にさせていただくと。今の話の内容をそのまま私が受けとめるとすれば、そのようにしかとれませんもので。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 ひとつその辺のところを。

もしですね、証人がお答えできるところがありましたら、ぜひお答えいただきたい。

なければなくて結構です。よろしく願いいたします。どうぞ。

○佐藤 悟委員 じゃあ私は結構です。解釈の違いで。

○宇野 裕証人 私が発言すべきことではないと思いますので。

○浅野勝義委員長 じゃあいいですね。

ほかに発言がなければ。

田村明美委員。

○田村明美委員 証人、御苦労さまです。

証人の先ほどの発言の中で、阿井議長のところにお谷議員等が訪問され、知事宛ての反対署名簿をつなげてほしいと託したという御発言の中で、もう1つ議会宛てのっていうようなのがちょっと聞こえたように思ったんですが。

そのことについて、阿井議長等から何かお話があったりして知っていることがあれば、もう1つは何かほかのものがあったのか、お尋ねしたいと思います。

○宇野 裕証人 私も先ほど申し上げたんですけども、千葉県議会議長宛てと千葉県知事宛て、いわゆるかがみの部分が2つに分かれていて、名簿は同じものが、コピーされたものがあった、両方を持って議長室に訪ねてきたということです。

県議会議長宛てだということです、一方は。

一方は知事宛てだということです。

以上です。

○浅野勝義委員長 田村委員。これはあくまでも通告制でありますので、通告のふりした発言は、私としては阻止するしかありません。

ですから、今この場でもって思い当たったことを質問されては困ります。

お控えください。

○田村明美委員 それがわかれば結構です。

○浅野勝義委員長 ほかに発言がなければ、宇野裕さんに対する尋問は終了します。長時間ありがとうございました。

御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔証人退室〕

○浅野勝義委員長 本日出頭を求めた証人に対する尋問は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時40分 休 憩

午後 3時39分 再 開

○浅野勝義委員長 若干定刻前ではありますが、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇

○浅野勝義委員長　　ここでお諮りいたします。

　　次回の委員会は、令和2年1月17日、午後3時30分に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浅野勝義委員長　　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◇

○浅野勝義委員長　　次に、証人の出頭請求申し出について、を議題とします。

　　本日の宇野証人の証言について、その真偽を確認する必要があるかと考えられるところです。そこで本委員会としては、太田市長に証人として本委員会に出席していただき、証言していただくことが必要であると考えているところであります。

　　そのため、付託調査事項、9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認について、調査を行うため、来る令和2年1月17日午後3時30分に太田安規氏を本委員会に証人として出頭を求めたいと思います。

　　また、証言を求める事項としましては、「宇野県議会議員が述べた内容の真偽について」としたいと思います。

　　各位の御意見を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅野勝義委員長　　ないようですので、採決に移ります。

　　令和2年1月17日、午後3時30分に太田安規氏を証人として本委員会に出頭を求めることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○浅野勝義委員長　　挙手全員、賛成全員であります。よって、そのように決しました。

◇

○浅野勝義委員長　　以上で匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための特別委員会を終了します。

午後 3時41分　散　会

署 名

令和2年1月10日

委員長 浅野 勝 義